

平成十五年六月二十七日受領
答 弁 第 五 〇 号

内閣衆質一五六第五〇号

平成十五年六月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出キャリア官僚のエリート度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出キャリア官僚のエリート度に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成十五年四月一日現在で、国家公務員又は国家公務員を退職して特殊法人、地方公共団体等へ出向中の者（以下「国家公務員等」という。）であつて、二十歳代及び三十歳代のものうち、部下の数が多い上位十人の所属する組織及び部局等、官職、職務内容、出向元府省（出向中の者に限る。）、年齢、常勤及び非常勤別の部下の数、部下の平均年齢並びに当該官職に就けた理由は、二十歳代の国家公務員等については別表第一、三十歳代の国家公務員等については別表第二のとおりである。

なお、自衛隊の個々の部隊を特定して、当該部隊の長の部下の数を明らかにすることは、当該部隊の態勢、ひいては、自衛隊の態勢を明らかにすることとなり、我が国の安全が害されるおそれがあるので、個々の部隊の名称等について具体的に答弁することは差し控えたい。

三について

職員の任用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）等に基づき、各任命権者において、任用する官職の職務内容、その者の知識、経験、

能力、適性等を総合的に勘案して適切に行われているものである。二十歳代及び三十歳代の職員（以下「若手職員」という。）の地方支分部局の幹部職員への任用や地方公共団体等の管理職等への出向についても、人材育成、相互理解の促進等の観点から意義を有するものとして行われているものであるが、各任命権者において、当該職員の経験年数に配慮するとともに、管理職として必要な心構えに関し十分な指導を行う等の措置を講ずることとしており、若手職員を多くの部下を持つこととなる官職に任用することにより弊害が生じているとは認識していない。

若手職員を多くの部下を持つこととなる官職に任用することについては、いずれの府省においても、現段階で特段の見直しの必要はないと考えている。

四及び六について

お尋ねの「キャリア官僚」が具体的にどのような職員を指すのかが必ずしも明らかではないが、我が国における一般職の常勤の国家公務員（検察官、特定独立行政法人の職員、臨時的職員及び任期が二月以内に限られた職員を除く。以下同じ。）及び特別職の常勤の防衛庁の職員（防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに臨時的に任用された隊員を除いた自衛隊員をいう。以下「防衛庁職員」という。）の在職者

総数に占める国家公務員採用Ⅰ種試験等により採用された者の平成十四年一月十五日（防衛庁職員について）は、平成十五年四月一日（現在における府省等別の割合は、別表第三のとおりである。

イギリス、アメリカ合衆国、フランス及びドイツに関しては、お尋ねのような観点からの統計がないことから、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「エリート度合い」が何を指すのかが必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難である。

別表第一

一〇 防衛庁	八 防衛庁	八 防衛庁	七 防衛庁	六 防衛庁	五 防衛庁	四 防衛庁	三 防衛庁	二 下関市	一 徳島市	組織	部局等	官職	職務内容	出向元府省	年齢 (歳)	部下の数(人)			部下の平 均年齢 (歳)	当該官職に就けた理由		
																常勤	非常勤	合計				
航空自衛隊	陸上自衛隊	航空自衛隊	航空自衛隊	航空自衛隊	航空自衛隊	航空自衛隊	航空自衛隊	財政部	財政部		航空自衛隊	部長兼理事	財政部の分掌する事務及び市行 政に係る争訟に関する事務	総務省	二九	一三三	〇	一三三	三九	当該地方公共団体の判断		
小隊長	中隊長	小隊長	小隊長	小隊長	小隊長	小隊長	小隊長	部長					財政部の分掌する事務及び市税 に関する事務	総務省	二九	一〇一	〇	一〇一	三三	当該地方公共団体の判断		
隊務の統括																						
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二七	二九	二七	二六	二七	二七	二六	二八	二九														
六八	七一	七一	七二	七四	七七	八一	九七	一〇一	一三三													
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
六八	七一	七一	七二	七四	七七	八一	九七	一〇一	一三三													
三三	二八	三三	三一	三一	三〇	三二	三三	三三	三九													
任用する官職の職務内容、 本人の知識、経験、能力、 適性等を総合的に勘案																						

別表第二

一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	組織	部局等	官職	職務内容	出向元府省	(年齢)	部下の数(人)			部下の平均(年齢)	当該官職に就けた理由		
																常勤	非常勤	合計				
京都府警察本部	船橋市	千葉県	防衛庁	防衛庁	船橋市	千葉県警察本部	宮崎市	埼玉県警察本部	和歌山市													
刑事部	建設局	総務部	陸上自衛隊	陸上自衛隊	健康福祉局	刑事部	助役	刑事部	助役													
部長	局長	次長	大隊長	大隊長	局長	部長	助役	部長	助役													
刑事警察、鑑識、暴力団対策等に関する事務	建設局を統括する事務	総務部長の補佐及び総務部職員 の指揮監督	隊務の統括	隊務の統括	健康福祉局を統括する事務	刑事警察、鑑識、暴力団対策等に関する事務	市長室、総務部、財務部、市民部、健康福祉部、農政部、観光商工部、出納室の分掌する事務	刑事警察、鑑識、暴力団対策等に関する事務	市長公室、企画部、総務部、財政部、建設部、下水道部の分掌する事務													
警察庁	国土交通省	総務省	一	一	総務省	警察庁	総務省	警察庁	総務省													
三九	三九	三八	三八	三八	三五	三九	三九	三九	三八													
四四〇	四四三	四七六	四七八	四九七	四一一	七二〇	七二一	七八九	七九五													
一	一九	〇	一八	〇	一三九	〇	〇	九	四五													
四四一	四六二	四七六	四九六	四九七	五五〇	七二〇	七二一	七九八	八四〇													
四四	四五	四二	三四	三六	四〇	四二	三九	四〇	四三													
任用する官職の職務内容、本人の知識、経験、能力、適性等を総合的に勘案	当該地方公共団体の判断	当該地方公共団体の判断	任用する官職の職務内容、本人の知識、経験、能力、適性等を総合的に勘案	任用する官職の職務内容、本人の知識、経験、能力、適性等を総合的に勘案	当該地方公共団体の判断	任用する官職の職務内容、本人の知識、経験、能力、適性等を総合的に勘案	当該地方公共団体の判断	任用する官職の職務内容、本人の知識、経験、能力、適性等を総合的に勘案	当該地方公共団体の判断													

別表第三

[一般職の国家公務員]

府 省 等	在 職 割 合 (パーセント)
会 計 院	10.8
人 事 院	18.9
内 閣 法 制 局	21.5
内 閣 府	37.1
内 宮 府	20.4
国 家 公 安 委 員 会	2.1
防 衛 施 設 庁	7.9
金 融 庁	3.8
総 務 省	20.0
公 正 取 引 委 員 会	11.9
公 害 等 調 整 委 員 会	15.2
政 事 業 庁	23.7
消 防 庁	0.1
法 務 省	36.7
公 安 審 査 委 員 会	1.5
公 安 調 査 庁	0.0
外 務 省	3.6
財 務 省	22.8
造 幣 局	4.7
印 刷 局	3.5
国 税 庁	0.9
文 部 科 学 省	0.5
文 化 庁	0.5
厚 生 省	26.0
社 会 保 険 庁	1.2
中 央 労 働 委 員 会	0.1
農 林 水 産 省	12.9
食 糧 庁	8.1
林 野 庁	0.7
水 産 庁	5.9
経 済 産 業 省	19.4
資 源 エ ネ ルギ ー 庁	14.2
特 許 庁	17.4
中 小 企 業 庁	61.5
国 土 交 通 省	22.3
船 員 労 働 委 員 会	6.1
気 象 庁	8.0
海 上 保 安 庁	5.6
海 難 審 判 庁	0.9
環 境 省	1.3
計 画 省	32.4
計 画 庁	2.0

(注) 国家公務員採用I種試験等には、国家公務員採用I種試験のほか、外務公務員採用I種試験、国家公務員採用上級甲種試験、外務公務員採用上級試験、青少年矯正職員・保護観察職員採用上級甲種試験、国立学校図書専門職員採用上級甲種試験などかつて試験が行われていた国家公務員採用I種試験相当のものを含む。

[特別職の防衛庁職員]

府 省 等	在 職 割 合 (パーセント)
防 衛 庁	0.3
防 衛 施 設 庁	5.7
計 画 庁	0.4

(注) 国家公務員採用I種試験等には、国家公務員採用I種試験のほか、防衛庁職員採用I種試験及びかつて試験が行われていた国家公務員採用上級甲種試験、防衛庁職員採用上級甲種試験を含む。